

平成 21 年 5 月 13 日現在

研究種目：若手研究 (B)
 研究期間：2006～2008
 課題番号：18730001
 研究課題名 (和文) 平安朝知識人の意識変化と社会変動——伝奇小説・物語の日唐比較を手掛りとして
 研究課題名 (英文) Changes in intellectual attitudes and social transformation in the Heian Era: Comparative analysis of narratives in Tang China and Heian Japan.
 研究代表者
 桑原 朝子 (KUWAHARA ASAKO)
 北海道大学・大学院法学研究科・准教授
 研究者番号：10292814

研究成果の概要：本研究は、平安朝の物語とこれに重要な影響を与えた唐代の伝奇小説との比較分析に基づき、その担い手たる知識人の意識変化と、これらの隆盛と前後して起きた社会変動との関係の解明を目指した。その結果、唐では科举官僚等が、身分秩序と結び付いた従来の価値観に挑戦する新たな考えを伝奇の中で明確に先取りするのに対し、平安期の文人貴族や宮廷の女房は、貴族制の変化やそのもたらす問題を物語で鋭く示唆しつつも、それに積極的に関与せず距離をとることが明らかになった。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	1,200,000	0	1,200,000
2007年度	1,300,000	0	1,300,000
2008年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
総計	3,400,000	270,000	3,670,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：知識人、社会変動、伝奇小説、物語、比較、平安期、唐代、意識構造

1. 研究開始当初の背景

日本法制史を専攻する筆者は、法や政治を支える基盤となる精神構造に強い関心を抱き、これと文学とが深く関わっているのではないかと、という見通しの下、平安前期の漢詩文学と法の変化に深く関与した文人貴族の意識構造の研究 (2002～2003 年度科学研究費・若手研究 B) を皮切りに、古代の日本における法と文学の関係について探究し続けてきた。

その過程において、第一に、当時の法や文学について解明するには、その双方に多大な

影響を与えた中国に関して一層知見を深め、先行研究が行っている律令のテキスト比較等に止まらない、本格的な日中比較研究を行う必要があると痛感するようになった。そして、2005 年に中国学の大家 Glen Dudbridge 氏 (英国 Oxford 大学名誉教授) を訪ね、説話文学の分析から社会構造を解明するその研究に直に触れる機会を得たことは、こうした社会構造のレベルにおける日中比較研究の有効性と意義の確信にまで繋がった。

第二に、より具体的な歴史認識の面では、平安前期、中でも 9 世紀後半に、質的な洗練

と深化においてピークを迎えた漢詩と法が、平安中期には早くも衰退し、その担い手であった文人貴族から知識人のあり方も変化すること、その一方で、中国の伝奇小説等の影響も受けた物語や説話といった新たな文学が隆盛し、それが貴族社会及び地方社会における大きな変動や、唐の衰亡を背景とした国際意識の変化と関係していることなどが明らかになり、この平安中期以降の変動を深く追究したいと考えるようになった。撰関期ともいわれる平安中期については、日本史学の分野において、儀式書や貴族の日記を利用しつつ儀礼・政務・地方統治等の具体的な様相の解明を試みる研究は既に活発に行われていたが、それらは総じて、法や政治の問題を考える上で不可欠な思想的観点に乏しく、またこの観点から重要な文学史料を活用できていないため、独自の研究が必要であると感じた。

以上のような自身の研究の経緯と関連分野の研究状況を背景として、平安中期以降の物語文学のテキストを、これに多大な影響を与えたとされる中国の伝奇小説と比較しつつ分析することにより、それらの担い手で政治や法にも様々な形で関与した知識人達（女性や僧も含む）の意識変化と、その隆盛と前後して起きた社会変動の関係について解明する、という本研究課題を設定するに至った。

2. 研究の目的

本研究課題は、政治や法と文学とが社会構造を媒介としていかに関係しているか、という普遍的な問題に関する考察の一環として、主に平安期の物語文学と唐代の伝奇小説の比較分析に基づき、物語の担い手たる平安朝知識人の、当時の社会変動と結びついた意識変化を、具体的・歴史的に解明することを目指すものである。この目的を達成するため、申請時においては、研究期間内に以下の作業を行うことを企図した。

第一に、主に平安中期以降に隆盛した物語文学において、当時の貴族制や地方社会の変動がいかに捉えられているかに着目し、その担い手たる知識人達の意識を明らかにする。その際、作り物語か歴史物語かといった作品の性質の相違や、成立年代による変化、作者の属性（文人貴族、僧、女性等）の相違に十分留意し、続いて行う中国の事例との比較にも、それを活かすように努める。

第二に、唐代の伝奇小説における安史の乱後の社会変動の捉え方と、そこから窺える知識人の意識を解明し、また、そのうちいかなるテキストがいかなる形で日本の物語に影響を及ぼしたかについても探究する。その上で、知識人の当該社会における位置付けや社会変動に対する意識とその通時的変化等を、日本の事例と丹念に比較する。

第三に、平安中期に関する古記録や歴史書、法制史料等を分析し、そこから読み取れる政治や社会及びその変動のあり方と、物語におけるその捉え方が、どのように異なっているかを明らかにする。これにより、物語の担い手たる知識人の意識変化の特徴や意義、限界を浮き彫りにすることができると考えるからである。

3. 研究の方法

(1) テキストの分析

本研究の中核となるのは、平安中期以降の物語文学と、その比較の対象としての唐代伝奇小説のテキスト分析である。さらに、平安期の物語と社会変動の関係や、知識人の思考の特徴と当該社会における位置付け、平安期の中国文化受容の特徴などを明らかにするために、当時の政治や社会のあり方に関わる他の史料（古記録や歴史書など）や、申請時には想定していなかった近世の日中の文芸史料等についても分析を試みた。

主たる分析対象となる史料に関しては、基本的には校訂の優れた刊本が容易に利用できるため、それに依拠したが、近世史料など一部のテキストについては、写本や版本しか存在しないので、その所在地（内閣文庫、東京大学総合図書館、同法学部法制史資料室等）を実際に訪ねて調査した。

テキスト分析に際しては、複数のテキストに共通して見られる用語に着目するほか、それぞれが引用ないし参照する先行テキスト、例えば和漢の史書・経書・詩文集・物語等の種類とその用いられ方にも注意した。この点は、テキストの著者の意識を明らかにする上で大きな手掛りとなるからである。

(2) 視角・手法の精緻化

テキスト分析と並行して、分析の際に用いる視角や手法を精緻に鍛え上げることも重要である。これは、テキストの分析作業との間で相互にフィードバックを繰り返すことによって初めて成し遂げられるものである。

しかし同時に、西洋の文学・歴史学・古典学等の先端的研究を学ぶことや、分野に拘らず問題関心を共有しうる国内外の研究者と意見交換を行うことも、視角・手法をより普遍的で洗練されたものにするために極めて有効である。したがって、以前より共に研究会を開いてきた実定法学・法制史学・政治学の研究者達との意見交換や、2005年度の在外研究時に得た、英国を中心とする海外の歴史学・法学・東洋学の研究者との交流を続け、隣接分野の先端的な研究状況を把握し、自らの研究に役立てた。

(3) 分析結果の総合

上記のように、視角・手法を練り上げなが

らテキスト分析を積み重ね、その結果を対照・検討して議論を組み立てた。この総合的な考察の過程においては、当該テキストの分析中には気づかなかった論点も見つかったため、文献の追加収集・分析などによって、そうした点の補強もはかった。また、様々な分野の研究者との意見交換を通じて議論の修正を試み、期間内には成果の一部を切り離して公表した。

4. 研究成果

(1) 主な成果

①知識人と社会変動をめぐる日中の相違

本研究の第一の成果は、平安朝の物語と唐代の伝奇小説のテキストを比較分析することにより、それぞれの担い手たる知識人の当該社会における位置付け、当時の社会変動に対する意識や関与のあり方等を具体的に解明し、日中の相違を浮き彫りにした点にある。

唐代の伝奇小説と平安朝の物語は、いずれも内乱や政争といった大きな社会変動の直後に隆盛を迎えており、その担い手（作者や最初の読者）は当該社会における知的エリートであるという共通の前提を持っている。しかし、同じく知識人とはいっても、唐代の伝奇小説の担い手が科挙官僚又はその予備軍で、現在ないし将来において政治の中核に関わる可能性があるのに対し、平安朝の物語の担い手は、そうした可能性の乏しい中下級貴族の文人官僚か、少なくとも制度的には政界から排除されている僧や宮廷の女房である。

このような担い手の相違は、伝奇小説と物語文学の対象の相違とも関係していると考えられる。伝奇小説は、知識人が地方官の立場で聞いたフォークロア等から題材をとったものも少なくなく、社会の下層にある民衆の世界との結び付きが強いのにに対し、物語文学は都の宮廷社会を描いたものが大半であるが、これはその担い手たる文人貴族やその娘達を含む宮廷の女房が、地方に対する知識や関心に乏しかったことによると思われる。但し、この点に関しては、『今昔物語集』等に表れているように、平安期も末になると、宮廷社会の外に目を向け、そちらから題材をとる知識人が増えるという、通時的変化が窺えることも分かった。

さらに、社会変動の捉え方も伝奇と物語とは明確に異なる。科挙官僚等が著述するとはいえ、伝奇小説は漢詩と違い、自らの政治的な志を述べたり、正面から体制批判を展開したりするものではない。しかし、例えば、白行簡の作とされる『李娃伝』においては、唐代に支配的な地位にあった山東貴族の危機と再生が示唆されたり、社会的に極めて低い地位にあった女性が倫理的なモデルと見なされ高い地位に上昇して称賛されるという、身分秩序とモラルを結び付ける従来の価

値観に対する挑戦的な設定がなされており、当時の貴族社会の変動や価値観の変化を敏感に捉えて、それを敢えて先取りするような態度が見られるといえる（Glen Dudbridge, *The Tale of Liwa*, Ithaca Press, London, 1983 参照）。伝統的な人間観や倫理観を、社会の下層の側からの上昇という形で揺るがそうとする試みは、沈既済の『任氏伝』や元稹の『鶯鶯伝』にも窺え、下からの動きを積極的に汲み上げて新たな考えを推進するという態度は、当時の知識人に相当程度共通するものであったと考えられる。また、『春秋左氏伝』・『論語』・『文選』といった経書や詩文集等の古典をよく引用することも伝奇に共通する特徴であり、それによって現実批判と新たな価値観の提示が、より立体的で広がりのあるものとなっている。

平安朝の物語は、こうした伝奇の影響を受けたと言われてきたが、テキストを比較分析してみると、伝奇の中でも（神怪小説や任侠小説ではなく）才子佳人小説を中心とする特定の作品、例えば『長恨歌伝』・『任氏伝』等を繰り返し引いていることが明らかになった。利用方法としては、プロットの一部や表現を取り入れるというものが多く、例えば『伊勢物語』にはこうした形の『李娃伝』や『鶯鶯伝』の利用が見て取れるが、そこに、これらの伝奇が有していた、身分秩序と結び付いた既存の価値観に対する挑戦的な意図を読み取ることはできず、伝奇の影響は、断片的なものに止まっているように見える。

『伊勢物語』は、男女・主従・親子間の愛情やみやびなどの価値を重視しており、それは儒教経典に見られる考え方も当時の権勢ある貴族の行動規範とも必ずしも合致しないが、伝奇のように、当時の社会変動を積極的に先取りしているわけでもない。

但し、紫式部の『源氏物語』は、伝奇小説の一部を引くという利用の仕方ながら、これを伝奇作者層と重なる白居易の漢詩と時に組み合わせつつ、他の物語とは違って原典のコンテクストを意識的に響かせる形で効果的に用いていることが分かった。例えば玄宗と楊貴妃を題材とした陳鴻の『長恨歌伝』の表現やプロットは、白居易の「長恨歌」とともに、「桐壺」の巻を中心に頻繁に利用されているが、そのことにより、政治的問題に直接的に触れた部分は全くないにもかかわらず、高位高官の一族でない女性に対する君主の寵愛が、貴族間の政治的緊張や深刻な危機をもたらすということが、十分に暗示されている。また、「帚木」以降の三巻における『任氏伝』の利用は、夕顔や空蝉といった、高い身分や力を持たない者の側の視点とそれを圧殺する社会秩序とを浮き彫りにする役割を果たしているといえる。

もともと、娼妓や狐を主人公とする伝奇と

違つて、『源氏物語』はあくまでも宮廷社会を中心とし、それとの関わりにおいて貴族の家人や地方社会等を取り上げるのみであつて、意識や価値観の下からの変化をダイナミックに捉え、それを一層推し進める形で描こうとする伝奇と比較すると、社会構造への働きかけ方は消極的である。しかし、中下級の文人貴族は漢籍の提供すら藤原道長に頼っていた体制下で、そうした文人貴族の娘である紫式部が、撰閲体制の確立による貴族社会の変化やそれがもたらした問題を鋭く意識していたことは確かであり、その点においては伝奇作者と共通するところがあるといえよう。

②伝奇・物語の意義—文学と社会構造

本研究の第二の成果は、伝奇や物語が社会構造との関係において持つ意義を、文学以外の史料の分析結果と対照することによって明らかにし、政治や法の基盤となる社会構造と文学の関係という普遍的な問題について考察する手掛りを得たことにある。

文学史料以外で、平安中期以降の人々の社会に対する見方を知ることのできる重要な史料の一つが古記録（日記）である。記主は皇族や撰閲家の当主、中級の貴族等多様であるが、比較的地位が高く、通常は漢学を専門とする文人貴族のような知識人ではない。言い換えれば、家記を相伝する「日記の家」の出身ではない文人貴族が、むしろ物語や説話の作成に従事したのである（松蘭斎「日記の家」と説話作家」山中裕編『古記録と日記』所収、思文閣出版、1993 参照）。ジャンルの相違に加え、こうした書き手の性質の違いもあつて、たとえほぼ同時期の宮廷社会を対象としていても、日記と物語とでは、その捉え方は大きく異なる。例えば、藤原道長や紫式部と同時代に生きた藤原実資の『小右記』や、院政期の藤原宗忠の『中右記』には、宮廷儀礼や政務の作法に関する記述が非常に多く、この点に関して周囲の貴族に向けた直接的で厳しい批判も目立つ。だが、こうした批判が、権力者の一般的な政治姿勢に対するものに拡張されるとは限らず、まして当時の体制あるいは宮廷社会全体に向けられることはない。さらに宮廷社会の外に対する関心は、極めて希薄である。批判の内容も、新たな価値観を提示し、その立場から批判するというのではなく、ただ先例に合わない（「違例」）という形式的なものが多く、過去を基準として現在の変化を否定する守旧的・下降史観的傾向が強く見られ、社会構造の変化を鋭敏に感じ取り、それを先取りしようとする伝奇小説とは、むしろ反対の方向性を持つといえる。

これに対し、伝奇小説の影響を受けた物語は、伝奇に比すれば限界は大きいとはいえ、社会のかなり広範囲に目を向け、その新しい

変化に敏感に反応している。その意味で、日記と比べて、社会構造の変化に一層重要な役割を果たしているといえる。もっとも、①で述べたように、物語内部にも見逃せない相違はある。文人貴族の物語作家は、中国の古典を知的基盤としているにもかかわらず、伝奇作家と異なり、これらをあまり意図的に活用しないが、表向きは漢学を学ばないはずの女性を書いた『源氏物語』には、むしろ古典が非常に意識的かつ有効に用いられている。また、同じ物語でも、作り物語よりは、伝奇小説の影響の乏しい『大鏡』のような歴史物語の方が、直接的に担い手の体制批判を表しているといった差異も見られる。したがって、物語と一括りにして単純化することは必ずしも妥当でないが、社会構造との関係という観点からすると、文学以外の史料と比較した場合の差異の方が、その内部での差異よりもはるかに顕著であることは確かであり、伝奇・物語という文学が、唐代中国と平安朝の日本というそれぞれの社会において、社会構造の変化を鋭く捉え、積極的か消極的かという違いはあつても、それを一定の方向に向け決定的な重要性を持っていたことは疑いがないと思われる。

③平安期の漢籍受容の特徴—近世との対比

第三に、本研究課題申請時には必ずしも想定していなかったものの、実際の研究遂行過程において、平安期のみならず近世の文学にも中国文学の強い影響が見られることを発見し、これについての研究も進めて平安期と対比した。その結果、両時代の中国文学、さらには史書・経書等も含めた漢籍の受容のあり方の特徴が浮き彫りになった。

文学をはじめとする漢籍の受容は中世においても続くが、近世初期より特に盛んになる。その中には、明代の新しい小説も多く見られたが、以前に輸入されていた唐代や宋代の伝奇小説等が見直されるケースも少なからずあつた。但し、近世において、これらは、そこから表現やプロットの一部を摂取するという平安期のような形ではなく、全文の翻訳、あるいは基本的に人名や地名を日本のものに置き換えただけの、翻訳に近い翻案、という形でまず受容された。例えば、室町末期の仮名草子『李娃物語』は、『李娃伝』のこのような翻案である。ただ、翻案のあり方は、江戸中期頃には、次第に中国風であると全く感じさせない洗練されたものに変わってゆき、『李娃伝』についても、「おふじ鐵之丞」の話（『久夢日記』所収）という、中国に原話があるとは分からない、こなれた別の翻案が作成されている。

また、受容の方法のみならず、受容する小説のジャンルについても、近世には、平安期とは異なる特徴が見られる。例えば、江戸前

期より急速に隆盛を迎えた裁判小説は、中国においては古くからジャンルとして存在し、日本にも平安期には既に輸入されていることが確認できるが、近世になるまでは全く流行しなかった。これは、平安期の社会にそうした文芸を受け入れる素地がなかったためであると考えられ、外からいかなるテキストが入ってくるかも重要であるが、それが受容されるかどうかは、受容する側の社会のあり方に一層規定される、ということを表しているといえる。

さらに、近世と平安期とでは、漢籍の流通範囲も大きく異なる。近世においても漢籍を独力で読みこなせる者は限られていたが、注釈を付したり和文に訳したりして人々に広く知らせようという試みが多くなされたのに対し、平安期にはそうした試みはなされなかった。すなわち、平安期には、漢籍は宮廷社会を中心とする限られた範囲の人々によってのみ受容されていたといえる。ただ、『源氏物語』などの例から、当時有数の知識人の中には、漢籍全体の意味を理解していたからこそ、そのごく一部だけを引喩の形で利用する者や、そうした断片的な引用だけでもそれと気づく者がいたことも知られる。よって、平安期には、漢籍の受容は知識人内部でのコミュニケーションと彼らの意識形成には非常に重要な意味を持ったが、それを超えて社会の広範囲に強い影響力を及ぼすことはなかったと見られる。

(2) 成果の位置付けとインパクト

①学際性—人文科学と社会科学の架橋

本研究の最大の特徴は、従来法制史学や日本史学の分野で十分に取り上げられてこなかった文学史料を分析の中心に据え、そこから窺われる知識人の意識変化と社会変動との関係を解明するという、社会科学と人文科学を架橋する学際的な成果を挙げた点にある。

平安中期以降の政務形態や法制度は、古記録や法制史料からも知られるが、当時の体制を当該社会の人々がどのように見ていたか、といったことについては、こうした史料のみからでは解明できない。本研究では、文学史料を用いることにより、その担い手であり、かつ最も鋭く当該社会のあり方とその変化を捉えていたと考えられる知識人の意識構造を明らかにすると同時に、伝奇や物語等が社会において持つ重要な意義をも浮き彫りにした。換言すれば、文学が歴史研究はもちろん政治学や法学等の社会科学の研究においても持ちうる新たな可能性の一端を実証したのであり、具体的歴史認識のレベルのみならず方法論のレベルにおいても、人文科学・社会科学の双方にとって大きなインパクトを与えるものであるといえる。

社会構造を媒介として文学と政治学や法学

の関係を追究し、人文科学と社会科学を架橋するこうした試みは、西洋においても、文学研究の側では相当程度なされているものの、政治学・法学研究の側では本格的にはほとんどなされていない。よって、本研究の成果は、国内のみならず国外においても先端的であるといえる。

②本格的な日中比較の有効性と普遍的意義

学問分野の境界を越える学際的な本研究は、日本という一国の枠内に止まらない国際的研究でもある。従来の日本法制史の研究においても、古代における日中の律令の比較や、近代における西洋諸国と日本の法典の比較等は盛んに行われてきたが、その中には、皮相な沿革史や制度の異同の解明に止まるものが少なくない。これに対し、本研究は、日中の文学史料の分析を主たる手掛りに、テキストの相違の背後にある社会構造の比較にまで踏み込んだ点で、こうした表面的な比較研究とは一線を画するといえる。

その結果、法のあり方を左右する知識人の位置付けが日中間で大きく異なり、またそれぞれの体制に対する意識や社会変動に対する関わり方にも重要な差異が見られることを明らかにすることができた。このような相違は、法律の文言比較などによっては解明し得ないものであり、本研究は社会構造のレベルにおける日中比較の有効性を示したといえる。また、こうした比較研究の手法は、沿革史の手法と異なって、直接の影響関係を持たない対象同士についても適用できるため、普遍的な意義を有する。したがって、本研究の成果は、日中の歴史研究に限らない広範囲の学問分野を新たな観点から活性化するものと考えられる。

③通時的比較に基づく歴史的見通しの提示

さらに、国内外で時に見られる時系列を軽視した比較文化論等の問題点に鑑み、日中のテキスト分析に際しては、それぞれの通時的な変化に特に留意した点も、本研究の顕著な特徴である。主たる対象を、唐については安史の乱以後、日本については平安中期以降、と設定したのは、その前の時代との対比を念頭に置いたためであり、その上で、平安中期以降のミクロな変化に着目する一方、マクロなレベルでは、近世における中国文芸受容との比較という視点を導入した。このことによって、平安期を通しての知識人達の意識変化と社会変動の関係をダイナミックに捉えることが可能になるとともに、平安期の中国文化受容全体の特徴と限界を、より高次のコンテキストにおいて位置付けることができた。平安期に比して、近世の方が中国文化の受容が大衆化したということ自体は、目新しい認識ではないが、専門分化のとりわけ著しい歴

史学研究の分野では、実際に具体的テキストについて、近世の翻訳・翻案・注釈等のあり方と古代における引用のあり方とをそれぞれ丹念に検討した上で比較する、といった作業はなかなか行われない。よって、平安期内部における通時的変化のみならず、近世との対比における平安期の特徴を史料に基づいて解明し、中国文化受容についての歴史的見通しを得たことは、時代区分を超えて、日中双方の歴史研究に刺戟を与えるものと考えられる。但し、長期的見通しを具体的に精練するには、特に素材の豊かな近世の側の史料分析が一層必要であり、こちらの研究をさらに進めてから平安期の問題を振り返るのが望ましいのではないかとも感じた。したがって、研究期間内には、日中双方についてまとまったテキスト群のある近世の裁判の問題に関する成果のみを、下記の雑誌論文②として、先に切り離して公表した。

(3) 今後の展望—近世日中比較研究

上述のように、研究の遂行を通じて、社会構造のレベルにおける日中比較研究の必要性と有効性が一層明確になったため、これを今後も引き続き行う予定である。

その際には、これまで主たる対象としてきた平安期やそれに続く中世よりも、むしろ先に近世を対象にした研究を進めることが有望であると考えている。平安期はもちろん、中世においても漢籍の流入は続くが、学問・文芸の面において、中国文化に対する関心が特に高まり、漢籍の翻訳・注釈・翻案等が極めて盛んに作成されるようになるのは近世だからである。また、近世においては、こうしたテキストの享受者が知識人に止まらず町人にまで及ぶため、その分析を通じて、他の時代以上に社会の広範な人々の意識構造を解明できることは、大きな利点である。

近世前期に中国の裁判手引書や裁判小説の翻訳・翻案を通じて日本にも裁判小説が多数現れ、町人を含む多くの人々の裁判観に影響を与えたことは雑誌論文②で述べたが、そこでも示唆したように、一口に近世といっても、前期と後期の社会構造の間には重要な相違が見られる。とりわけ、近世前期に上方で作成された裁判小説の中には、中国の原本にも前後の時代の日本の文芸にも見られない、多様な民事裁判に関する記述があることは注目に値する。こうしたテキストの分析によって、それを生み出した近世前期の上方都市の社会構造を解明し、さらには民事裁判の基盤という普遍的な問題について考察する手掛りを得ることができると思われるからである。

以上の見通しのもとに、近世前期の上方都市を取り上げ、文芸テキストの分析を主たる手掛りとした日中比較を行うことが、今後の研究の中心となる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計2件)

① 桑原朝子「学界展望<日本法制史>藤實久美子『近世書籍文化論—史料論的アプローチ』(『国家学会雑誌』120巻9・10号、2007年10月、199~201頁、査読なし)

② 桑原朝子「<法のクレオール>と主体的法形成の研究へのアプローチ(一)—近世日本における裁判観の形成と変容」(『北大法学論集』58巻3号、2007年9月、335~362頁、査読なし)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

桑原 朝子 (KUWAHARA ASAKO)
北海道大学・大学院法学研究科・准教授
研究者番号：10292814

(2) 研究分担者 なし

(3) 連携研究者 なし